

介護施設・事業所 管理者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

（介護サービス情報の公表制度により公表を行ったことのある介護施設・事業所等）

本県の介護保険行政の推進にあたっては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

災害時における介護施設・事業所（以下「介護施設等」という。）の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能が追加されました。

つきましては、情報公表システムにより、下記のとおり事前作業及び災害発生時における被災状況報告にご協力いただきますよう、何卒お願いいたします。

なお、（介護予防）特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定受けているサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、有料老人ホーム及び軽費老人ホームについては、別途通知している令和4年3月23日付高第1.3.7.6号「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて（被災確認対象事業所番号及びパスワードの付与）」の内容をご確認ください。

記

1. ID及びパスワードについて

災害時情報共有機能を利用するために必要となる、ID（介護事業所番号）及びパスワードは、介護サービス情報の公表制度において通知された最新のものを利用してください。

公表対象として直近で通知された時期が令和2年度以前であっても、当時のID及びパスワードを利用することができます。

パスワードを失念した場合は、ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」から再設定をしてください。この場合、入力の際に登録されたメールアドレスへ案内メールが送付されますが、メールアドレスの変更等により受け取ることができない場合はお問い合わせください。

2. 事前作業について

（1）ID（介護事業所番号）及びパスワードにより、下記のURLにログインしてください。

●介護サービス情報報告システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/32/>

(2) 登録されている以下の項目を確認し、最新の状況に修正をお願いします。

- ・担当者氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・緊急連絡先担当者
- ・緊急連絡先電話番号
- ・緊急連絡先メールアドレス

3. 災害発生時の対応について（災害発生時のフロー）

(1) 災害発生時又は台風など災害発生の際を要する状況となった場合、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」が登録されます。

(2) 県から介護施設等に対し、システム上で被害状況の報告が可能となったことを、FAXやメール等により連絡します。

(3) 県からの連絡を受けた後、介護施設等は被災状況をシステム上で報告します。

報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告をお願いします。

4. 被災状況の報告方法

(1) 介護サービス情報報告システムにログインする。

(2) 「被災状況の報告」から被災状況を入力し、報告ボタンを押す。

5. その他

操作マニュアルについては、介護サービス情報報告システムのログインページのヘルプに掲載されています。

●事業所向けマニュアル（被災状況報告編）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

●島根県HP

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】> 共通事項 > 災害時情報共有システム

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/saigaiji_jouhoukyouyuu.html

【問合せ先】

島根県高齢者福祉課
高齢社会支援グループ
TEL:0852-22-5204